

規制の事前評価書

不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入

所管部局課室名：消費者庁課徴金制度検討室

電話：03-3507-9128

評価年月日：平成26年10月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

事業者による一般消費者に対する不当表示は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）により禁じられているが、消費者庁設置後も、その違反件数は増加しており、特に平成25年秋には、ホテル・レストラン等におけるメニュー等の不当表示問題が多数発覚し、我が国における表示に対する消費者の信頼を揺るがす事態となった。

こうした事態に対して、規制による不当表示に対する抑止力を強化する必要性が高まっている。具体的には、現行の景品表示法では、消費者庁は不当表示に対して差止め等を命ずる「措置命令」を出すことができるが、これだけでは不当表示によって得た不当な利得が違反事業者の手元に残ってしまうため、経済的不利益を賦課する課徴金制度を導入することで、不当表示規制の実効性を一層確保すべきというものである。

政府は、平成25年12月9日、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が主宰した食品表示等問題関係府省庁等会議において、課徴金制度等の新たな措置の検討を含む「食品表示等適正化対策」を取りまとめた。これを受けて、同日、内閣総理大臣は内閣府消費者委員会に対し景品表示法における課徴金制度等の在り方について諮問を行い、平成26年6月10日には、同委員会から「不当表示を事前に抑止するための方策として、現行の措置命令に加え、違反事業者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い」とする「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」が出された。

さらに、平成 26 年 6 月に成立・公布された不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号。以下「景品表示法等改正等法」という。）本則第 4 条においては、「政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

（2）規制改正の目的・必要性

現行の規制である景品表示法上の措置命令は、不当表示が繰り返し発生している現状に照らし、経済的な観点からは一般的な不当表示抑止機能を実効的に果たしているとはいえないものと考えられるところ、一定の経済的不利益を賦課することにより、不当表示規制の実効性をより一層確保するための新たな措置を講ずる必要がある。

この点、経済的不利益の賦課については、規制を新設するのではなく、民事訴訟手続による対応も考えられるが、不当表示事案では、個々の消費者が実際にどの程度の損害を被ったのかを算出することが困難な場合が多いと考えられるほか、算出できたとしてもその金額が僅少であるなど、その特性上、民事訴訟になじまない場合も多いため、平成 25 年 12 月に成立・公布された消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）による対応も含め、民事訴訟手続による対応だけでは十分でない。

このため、不当表示の抑止の実効性の確保という目的を直接かつ機動的に実現するためには、行政が違反行為の抑止のために経済的不利益を課す制度である、課徴金制度を導入することが必要となる。

（3）規制改正の内容（本課徴金制度の概要）

ア 対象行為

優良誤認表示（景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号）、有利誤認表示（同項第 2 号）を対象とする。

不実証広告規制（同条第 2 項）に係る表示行為については、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定する。

イ 課徴金額の算定

対象となる不当表示に係る、対象期間における対象商品・役務の売上額に 3% を乗じる。

ウ 対象期間

3年間を上限とする。

エ 主観的要素

違反事業者が違反行為であることを知らず、かつ知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

オ 規模基準

課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

カ 被害回復制度

商品及び役務の取引に関する不当な表示によって一般消費者に生じた被害の回復を促進するため、違反事業者が、(Ⅰ)購入額等を個別に特定できる返金対象者に対する返金措置の実施に関する計画を作成して認定を受け、同計画に沿って、(Ⅱ)適切に返金措置を実施して、(Ⅲ)報告期限までに報告した場合に、自主返金相当額(Ⅰ)の計画認定前の返金相当額を含む。)を課徴金額から減額し、返金相当額が課徴金額を上回る等の場合は課徴金を課さないこととする。

2. 想定される代替案

本課徴金制度は、課徴金という経済的な不利益を課すことにより、不当表示の抑止の実効性を確保することを目的としているため、他の代替案はない。

3. 分析対象期間

本改正法の施行後5年間とする。

4. 費用及び便益を推計する際の比較対象

景品表示法に課徴金制度を導入しない場合を対象とする。

5. 規制の費用

(1) 遵守費用

①課徴金を課されないために要する遵守費用について

本課徴金制度の趣旨は、不当表示を行った事業者に経済的不利益を課すことは、不当表示を行う動機を失わせ、違反行為たる不当表示の抑止力を高める点にある。

これまでも不当表示を行った場合には、景品表示法違反として措置命令を

課しているところ、本課徴金制度導入に当たって、景品表示法における不当表示性を含め実体的要件等の枠組みには変更はなく、事業者としては、適正な表示活動を行っている限り、従来どおり、景品表示法に違反することではなく措置命令や課徴金納付命令を受けることはない。

したがって、事業者が、本課徴金制度導入に伴い規制を遵守するために、新たに追加的費用が発生することはない。

②課徴金納付命令に当たり必要な範囲での調査に応じる費用について

本課徴金制度は、課徴金納付命令に当たり必要な範囲で立入検査や報告徴収等を行うことができるとし、違反時には刑罰を科すことで実効性を担保しており、この点でも一定の規制を課すものである。

もともと、現行法上、措置命令を課すに当たり同様の権限が既に存在しており、実際にも立入検査や報告徴収等は措置命令のために行われるものと課徴金納付命令のために行われるものとで同一機会に行うことが想定されることから、事業者に対し新たに過大な負担を課すことにはならず、殊更の費用負担は生じない。

③被害回復制度を利用するに当たっての費用について

事業者は、不当表示を行ったとして課徴金納付命令案（弁明の機会通知書）を受けた場合には、返金措置の実施によって課徴金が減額等される制度の利用が考えられる（前記1.（3）カ）。

かかる制度を利用する場合、事業者には、返金のための通知や公告、返金手続の履行や問合せ対応等のために一定のコストが掛かることが想定される。

もともと、被害回復制度の実施はそもそも事業者の任意によるものである。また、返金措置が要件を満たす場合には課徴金の額が減額される。さらに、事業者が、不当表示により商品又は役務を購入した消費者に対して損害を与えた場合には、取引を行った消費者から、訴訟提起等の方法により損害賠償請求等を受ける可能性があるところ、返金額が損害賠償債務に対する支払である限り、当該債務は減少又は消滅する。

したがって、前記返金手続の利用に伴い事業者が負担しなければならない費用は過大なものとはいえない。

（2）行政費用

本課徴金制度導入に伴い、消費者庁は、措置命令の要件ではないが課徴金納付命令（又は被害回復制度）の要件である事項の調査・確認（後記①～③）、課徴金の徴収事務（後記④）を行うべきこととなる。これらの業務は、原則と

して、現行法下の措置命令に係る調査・確認と合わせて遂行すべきものである。

①課徴金額算定の基礎となる不当表示の対象商品又は役務の「売上額」の確認、課徴金額の算定及び違反事業者の主観的要素の確認

現行法下においても、消費者庁は、措置命令の必要性等の判断資料とすべく、前記「売上額」や事業者の認識を調査して把握している場合が多いため、現在の業務と重複し、追加的に大きな費用が生じるものではない。また、法適用、金額算定等について、非裁量的・画一的な制度であり、速やかに課徴金納付命令を課することができる。

②事前手続（弁明の機会の付与）に係る事務負担

違反事業者に弁明の機会の付与に係る通知を行い、弁明書の提出があった場合には、その内容等を勘案して、課徴金納付命令を課すか否かの決定を行うことになり、追加的に業務が発生するものの、これまでも違反事業者に対する措置命令発出のために弁明手続が行われてきていたのであって、同様の手続を行うに当たって追加的に大きな費用が生じるものではない。

③被害回復制度の要件充足性の確認

消費者庁は、違反事業者が返金措置の実施に関する計画を提出した際にそれが認定要件を満たすものか、認定を受けた事業者が返金措置計画に従い返金措置を適切に実施したか（例えば、（ア）個別に返金額等を特定できる者に対して周知したか、（イ）申出をした者に適切に返金したか等）の確認を行う必要がある。現在の業務とは異なるものであるが、一定の条件を満たす消費者に対して一定の条件に応じた金額を支払っているか等の比較的定型的な作業となることが想定され、追加的に大きな費用が生じるものではない。

④課徴金の徴収事務

課徴金納付の管理、徴収に必要な督促、強制執行依頼等、新しい事務が生じるため、体制整備に若干の費用を要するものの、課徴金制度自体は他の制度に既に存在するものであって金銭徴収業務について行政の側において既に一定のノウハウが蓄積されているものであるから、多大な費用が生じるようなものではない。

（３）その他の社会的費用

特に想定されるものはない。

6. 規制の便益

不当表示を行った事業者に対して、課徴金により経済的不利益を課すことで、事業者が不当表示を行うインセンティブを削ぎ、不当表示に対する抑止力を強化することができる。これに伴い、結果として不当表示違反事案の件数を減少させることによって、違反行為取締りのためのコストが削減できるといふ便益も期待できる。また、不当表示の抑止が行われることで法令を遵守している事業者との公平が図られ、健全な消費市場の構築にも効果を有する。

7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上のとおり、景品表示法に本課徴金制度を導入することにより、不当表示に対する抑止力を強化することができる一方、本課徴金制度導入に伴う費用は多大なものではないため、便益が費用を上回るものと考えられる。

8. 有識者の見解その他関連事項

前記1.(1)のとおり、内閣府消費者委員会においては、専門調査会を設置して本件検討を行った上、見解を「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」として取りまとめた。同答申中において、「不当表示を事前に抑止するための方策として、現行の措置命令に加え、違反事業者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い。」とされた。

また、平成26年6月に成立・公布された景品表示法等改正等法においては、本則第4条により、「政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

なお、同法の成立に当たって、衆議院・参議院の消費者問題特別委員会において、「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を萎縮させることがないように配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。」との項目を含む附帯決議が付されている。

9. レビューを行う時期又は条件

本改正法の施行から5年後に、改正規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定に係る検討・見直しを行う。

(以 上)